

芳賀台地土地改良区役員旅費規程

(目的)

第1条 芳賀台地土地改良区の公務のために出張する役員の旅費はこの規程の定めるところによる。

(出張命令)

第2条 出張は理事長の発する出張命令によって行わなければ ならない。

(旅費の種類)

第3条 旅費の種類は、鉄道賃、バス賃、船賃、車賃、とする。

2 運賃(鉄道賃、バス賃、船賃)による出張については、旅客運賃によりすべて実費を支給する。

3 車賃による出張については、第2項の額を準用し、これにより算出し難い場合は1Km当たりの定額により支給する。

4 日当は、出張中の日数に応じ1日当たりの定額により支給する。

5 前各号の旅費の定額は、「市貝町職員の旅費に関する条例」を準用する。

第4条 旅費計算上の旅行日数は、職務上の必要、又は天災その他やむを得ない事情により要した日数を除いたほか、最も経済的な通常の経路及び方法により要した現日数とする。

(旅費の請求手続き)

第5条 旅費の支給を受けようとする者は、所定請求書を当該旅費の支払いをするものに提出しなければならない。

2 旅費は、概算払いを請求することができる。

3 概算払いに係る旅費の支給を受けた出張者は、当該出張を完了した後直ちに旅費を精算しなければならない。

第6条 視察、講習等の出張の場合には旅費の打切額を支給することができる。

第7条 公用の車を利用して旅行する場合には、車賃は支給しない。

附 則

この規程は、平成13年4月 1日より施行する。

平成21年3月23日より施行する。